

令和3年12月21日

犬山市立小中学校保護者 様

犬山市教育委員会 教育長 滝 誠
犬山市立犬山北小学校 校長 神谷 勝治

学習用情報端末家庭への持ち帰りについて（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃から市の教育施策の推進、並びに学校の教育活動へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について、冬季休業中においても市内小中学校の児童生徒は学習用情報端末を家庭へ持ち帰り、学習や課題等で活用していただきます。今後学習用情報端末を学校や家庭において有効活用を図るために、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 目 的

- （１）学習用情報端末の操作に慣れ、家庭での有効活用を図る。
- （２）今後の学校や家庭における学習用情報端末の有効活用に向けて課題を把握する。
- （３）学習用情報端末の使い方について、ご家庭でお子様と一緒に考える機会とする。

2 対 象

市内全小中学校児童生徒（小学校１年生～中学校３年生）

3 期 日

令和3年12月23日（木）～1月6日（木）の冬季休業中

4 方 法

学習用情報端末を各自が家庭へ持ち帰り、「情報端末利用の手引き」や「ご家庭での学習用情報端末利用上の注意事項（令和3年度 冬休み版）」に従って活用する。

※ 「情報端末利用の手引き」は各学校や犬山市教育委員会のホームページでご覧いただけます。ご覧いただけない場合は学校にお申し出ください。

5 今回持ち帰るもの

学習用情報端末（１台） 充電器（１セット）

6 その他

- ・紛失や破損した場合は、速やかに担任（学校）へ申し出るとともに、「情報端末利用の手引き」の様式１・２を学校へご提出ください。（故意の破損・紛失は補償の対象外です。）
- ・冬季休業中の学習用情報端末の持ち帰りについてのお問い合わせは下記までお願いします。（冬季休業中の学習課題については、各学校にお問い合わせください。）

【お問い合わせ先】

犬山市役所 3 F 学校教育課

電話：0568-44-0350

FAX：0568-44-0372

E-mail:070200@city.inuyama.lg.jp